

4. 屋外広告物に関する基本的事項

屋外広告物は、「常時又は一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」であり、日常生活や経済活動等にとって大きな役割を担っています。しかし、無秩序に掲出されると、まちの魅力を半減させてしまうほか、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に新たに加えられるため、良好な景観の形成へ与える影響が非常に大きなものとなってしまいます。

例えば、主要幹線道路や海岸線の景観は、まちの印象の良し悪しを決める要素でもあり、建築物との調和やまち並みとしての統一感に配慮した設置が望まれます。

本市では、熊本県屋外広告物条例により、表示、掲出禁止物件や禁止地域、許可地域が設けられ、必要な規制誘導が図られています。また、景観形成地域及び特定施設届出地区では、屋外広告物に関する基準を定め取り組んできました。景観計画では、この基準を引き継ぎ、良好な沿道景観づくりを推進します。

なお、屋外広告物法の一部改正によって、景観行政団体が屋外広告物行政も一体的に行うことができるようになりました。今後は、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に推進していくため、地域の景観特性に配慮した（仮称）天草市屋外広告物条例の制定を進めるとともに、景観協定制度などを活用した、「景観からの島づくり」に努めます。

